

[投稿論文]

ベトナムのハノイ・ホアラック・ハイテクパークにおける産業クラスター戦略*

関東学院大学経済学部・大学院経済学研究科教授 税所 哲郎

1. はじめに

1976年に南北ベトナムが統一して建国されたベトナム社会主義共和国（Socialist Republic of Vietnam：以下ベトナム）は、同じアジアで隣国の中華人民共和国（People's Republic of China）と同じく共産党の一角独裁主義の国家である。ベトナム戦争終結後30年以上が経過し、現在では安定した政治・社会体制を構築している。また、ベトナムは、1986年から市場経済化・対外開放化等を推進したドイモイ政策^(注1)を導入し、20年以上が経過した現在でも高い経済成長率を示している。

現在、ドイモイ政策の導入後、2001～10年までの10ヵ年戦略の最中である。今後、10年間でGDPの倍増を目標とした市場経済化路線による産業開発の推進で、諸外国からの投資が増加している状況で、国内経済は急速に発展している。また、それまでの利潤追求を否定した社会主義の計画経済システムから、利潤追求を肯定した市場経済システムへの移行が進んでおり、産業政策および企業経営においても大きく変化してきている。

このような社会および経済環境の中で、ベトナムにおいても産業クラスター^(注2)の概念を取り入れて、次々にイノベーションを創出させるシステムを地域に導入する動きを活発化させている。産業クラスターの形成がもたらす影響はイノベーションの創出であり、企業や大学、研究機関等が集中して、競争と協調によって、新たな技術やアイデアをもとに競争力ある製品や商品を市場に送り出して、既存の社会に大きなインパクトを与え

ようとしている。

ベトナムのハノイに位置するホアラック・ハイテクパーク（HHTP：Hoa Lac Hi-Tech Park）は、研究開発活動の促進、製品生産と商業化、ビジネス・インキュベーションの推進、ハイテク分野における人材開発を行う多機能で環境に配慮したベトナムにおける産業クラスター戦略の実践であり、国内の最優先国家プロジェクトとして技術総合施設を形成しようとしている。

HHTPは、5つの機能に基づいたエリア（開発ゾーン）を構成しており、それぞれの機能毎に産業クラスター戦略を展開している。

アジアにおいて高い経済成長率を示しているベトナムであるが、HHTPの産業クラスター戦略は展開されたばかりで、現段階での正否の判断は下せないのが状況である。しかし、今後の展開がアジア諸国における産業クラスター戦略に対して非常に参考となるとともに、かつ有益なモデルと成り得る事例のひとつである。

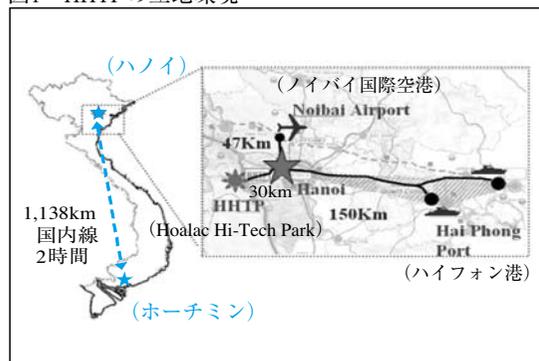
本稿^(注3)は、筆者の3度の現地調査^(注4)に基づき、ベトナムにおいて政府が積極的に産業クラスターを推進しているハノイのHHTPについて、その戦略の実態と課題についての考察^(注5)を行うことにする。

2. HHTPの概要

HHTPは、ハノイ市近郊の西部約30km、車で約40分移動したハノイ市（旧ハタイ省）^(注6)・タチタット地区のホアラックに位置する。HHTPの総開発

*本稿は、財団法人電気通信普及財団「平成19年度研究調査助成」の一部支援を受けた。また、JETRO Hanoiの佐藤進氏・小林恵介氏、HHTP管理委員会の田中啓二氏、FPT Software、Corporate Communications and Marketing Dept.のMs. Luong Thanh Binhの皆様には、ご多忙にも係らずに、質問や確認、各種問合せ等に対して、丁寧に対応して頂いたことを感謝したい。

図1 HHTPの立地環境



(出所)HHTPのHP(<http://www.hhtp.gov.vn/>)より作成

規模は、2012年までの第1フェーズと2020年までの第2フェーズを合計した総面積1,568haである。

HHTPの立地環境は、図1に示すようにハノイ中心部まで約30km、ノイバイ国際空港 (Noibai International Airport) まで約47km、外国貿易港のハイフォン港 (Hai Phong Port) まで約150kmといった良好な環境に恵まれている。ホアラックとハノイの中心部を結ぶ幹線道路についても新ラン・ホアラック高速道路 (Lang Hoa Lac Highway) が6車線、幅140m、全長30km、中央分離帯併設の高速道路として、韓国ポスコE&C社とベトナム建設輸出入総公社 (VINACONEX) との合弁事業によって2009年内の開通予定で建設中であり、輸送時間・移動時間の大幅な短縮が見込まれている。

HHTPは、ベトナム政府が推進している大型プロジェクトの中でも最優先プロジェクトのひとつであるが、産業クラスター戦略としての施策は始動したばかりである。現在、R&D活動の促進、ハイテク分野の製品生産と商業化、ビジネス・インキュベーション施設の提供、ハイテク分野領域における人材開発の展開において、研究・開発ゾーン、ハイテク産業ゾーン、ソフトウェアパーク、教育・トレーニングゾーン、その他のゾーンをサポートするためのゾーンである付帯設備といった主要機能のエリアごとに、産業クラスター戦略を

展開している。

この戦略では、地域全体としてハイテクパークが大学や研究施設、住宅、レジャー施設等を融合させた産業クラスターの展開を図っている。つまり、単なる企業集積の他に、技術・人材・教育を担う大学・研究施設、仕組みやインフラ整備・補助金提供を担う政府・行政機関、ベンチャーキャピタルを担う金融機関の各種関連団体を集積させて、それぞれがWin-Winの関係を構築させて、それらが相互に影響し合ったイノベーション創出のための環境の構築を行っている地域である。

これまで、日本はHHTPの開発には全面的に協力しており、当初1998年に国際協力機構 (JICA: Japan International Cooperation Agency) が開発調査を実施、HHTPの開発基本計画であるマスタープラン (MP: Master Plan) を作成している。当時はMP作りだけが日本の支援で行われて、その後の開発はベトナム側で行われることになっていたために、今日まで具体的な開発が進展しない状況であった。しかし、2007年2月7日のJICAとHHTPマネジメントボード (HHTP MB: HHTP Management Board) によるMPアップデートの合意を契機に、2007年4月からJICAが修正MPの作成を開始、2008年5月に修正MPがベトナム首相により承認された。その後、2008年5月15日、ベトナム政府MOST (Ministry of Science and Technology) とMOC (Ministry of Construction) は、JICAとHHTPのフイージビリティ・スタディ (FS: Feasibility Study) ^(注7) 調査 (Phase 1) において、インフラ整備中心の検討および事業実施促進策の2点の実施で合意して、2008年8月8日からJICAはHHTPでのFS調査 (Phase 1) を開始したのである。

また、日本貿易振興機構 (JETRO: Japan External Trade Organization) もHHTPの開発を積極的に支援している。JETROは、2007年7月、HHTPと専門家派遣に係るMOU (Memorandum of Understanding) を締結

し、2007年7月から2008年2月まで投資促進に係るHHTP MBの人材育成を目的として専門家をHHTPに派遣した。また、2007年10月と2008年1月には、HHTP MBとFPT HHTP開発会社（FPT HHTP）スタッフの21名が、JETROとAOTS（The Association for Overseas Technical Scholarship）の投資促進人材育成のためのトレーニングコースに参加している。

加えて、JETROでは、投資促進に係る専門家を1名、第1回は2007年7月12日から2007年11月29日までの141日間、第2回は2007年12月16日から2008年3月1日までの77日間の2期間に分けてHHTPに派遣し、HHTP管理委員会の人材育成（投資誘致ができるようになるための組織・人材づくり）をしてきた。さらに、この期間中、10月22～26日に2名の専門家を派遣し、プロモーション・ノウハウを指導している。また、第3回目のHHTP派遣として、過去と同じ専門家が2008年9月30日から12月27日までの118日間、人材育成を行っている。

一方、国際協力銀行（JBIC：Japan Bank for International Cooperation）においてもベトナムに対するインフラ整備支援策を検討中であったが、2008年10月から円借款供与を行う海外経済協力業務がJICAと統合したことで、ベトナムへの支援業務はJICAが担当することになった。

その他、ハノイ日本商工会については、修正MP作成時に、日本企業を誘致するならばどのような優遇策を考える必要があるかなどについて、商工会独自でアンケートをとりまとめてベトナム側に提言をした経緯があるが、現時点ではHHTPには直接関与をしていない状況である。

このように、わが国は従前から継続して、HHTP地域に対する開発・支援に関する協力を積極的に実施している。

また、HHTPは、当時の安倍首相が2006年11月19～20日までのベトナム公式訪問時に、グエン・タン・ズン首相との首脳会談で合意^(注8)した3案件

の1つで、ベトナムに対する日本政府の支援が積極的に実施されてきた地域である。

3. HHTPのエリア戦略

ベトナムの最優先国家プロジェクトとして、持続的な成長と発展を目指しているのがHHTPである。HHTPでは、研究・開発、ハイテク産業、ソフトウェアパーク、教育・トレーニング、その他のサポートといった、それぞれのエリアが主要機能の開発ゾーンを定めて、エリア戦略を展開しているのである。

以下、HHTPにおける主要機能エリアの具体的な戦略の内容について考察する。

3.1 研究・開発ゾーン

研究・開発ゾーン（Research and Development Zone）は、HHTPの研究開発に資するための設備・環境を支援して、イノベーションを創出するためのインフラを提供するエリアである。イノベーションの創出では、基礎研究および応用技術の開発、技術移転のための運営サポートの機能を併せ持った研究開発施設である。

このゾーンでは、技術者サポート等の人的資源トレーニングや基礎研究、応用技術の開発を行うことで、地域内のダイナミックな活動を展開する機能を担っている。

この開発は、総面積229haにわたるエリアで総面積の約14.6%を占めており、HHTPの建設を促進するために設置された、中央政府・科学技術省直轄のHHTP管理委員会によって運営・管理が行われている。

3.2 ハイテク産業ゾーン

ハイテク産業ゾーン（High Tech Industrial Zone）は、HHTPのハイテク分野領域における産業創造

と創業支援とともに、創業（起業）後の不安定な企業運営を支援するためのインフラを提供するエリアである。このエリアは、イノベーション創出としてのビジネス・インキュベーション施設の提供によるハイテク企業の設立の支援、および創業後の運営サポートの機能を併せ持ったハイテク施設である。

このゾーンでは、ハイテク分野領域において、工場と製造設備に関する最新施設と構造基盤を提供することで、地域内のダイナミックな活動を展開する機能を担っている。

この開発は、総面積549.5haにわたるエリアで総面積の約35.0%を占めており、HHTTP管理委員会傘下の会社であるHHTTP開発会社^(注9)によって運営・管理が行われている。なお、HHTTP開発会社は、政府HHTTP管理委員会の国家予算、およびベトナムの大手IT企業であるFPT Corporation (FPT: The Corporation for Financing and Promoting Technology)^(注10)によって提供された資金をもとに、HHTTPにおけるプロジェクトの推進を行っている。なお、HHTTPには、わが国の政府開発援助 (ODA: Official Development Assistance) による資金も提供されて開発が行われる予定である。現在、JICAのFS1 (Phase 1) は2009年4月までに調査を終了、その後ODAの開発対応となる。従って、2009年4月以降に具体的なODA案件となるので、それ以降にならないとODAの規模（金額）は決定しない状況である。

3.3 ソフトウェアパーク

ソフトウェアパーク (Software Park) は、HHTTPのソフトウェア開発と生産、および輸出のためのインフラを提供するエリアである。このエリアは、イノベーション創出としてシステム開発企業の設立である創業（起業）の支援、および創業後のサポート機能を併せ持ったソフトウェアに関する総

合的な施設である。

このゾーンでは、システム開発領域において、ソフトウェア開発における最新の施設と構造基盤を提供することで、地域内のダイナミックな活動を展開する機能を担っている。ベトナム国内のシステム開発の受注だけでなく、海外からのシステム開発の受注を積極的に行うオフショア開発^(注11)を請け負うためのシステム開発企業の設立である創業の支援、および創業後の運営サポートも積極的に展開している。

この開発は、総面積76haにわたるエリアで総面積の約4.8%を占めており、HHTTP管理委員会傘下の会社であるHHTTP開発会社によって運営・管理が行われている。

3.4 教育・トレーニングゾーン

教育・トレーニングゾーン (Education and Training Zone) は、HHTTPにおいて教育と研修を提供するためのエリアである。このエリアは、イノベーション創出のために欠かせない人的資源の支援と、産官学連携推進をサポートする機能を併せ持った総合学術学園施設である。

このゾーンでは、大学や専門学校、および学術団体等の教育・研修機関を設立させて、ハイテク分野領域における最新の施設と構造基盤を提供することで地域内のダイナミックな活動を展開する機能を担っている。

このエリアには、30haのキャンパスを有するFPT大学^(注12)が2006年に設立されている。FPT大学は、FPTが自社のヒューマンリソースを確保するために設立したものである。FPT大学の全卒業生は、FPTへの就職が奨励され、同時にFPTへの就職が保障されている。なお、在学中にFPTから奨学金を受けた学生は、卒業後最初の3年間でFPTで働く義務がある。また、FPT大学では、3年生になればFPTでの研修（インターンシップ）

が可能で、ソフトウェアのスキル開発に役立つとともに会社のワーキング環境に接することができる。2007年現在で1,000人の学生が在籍しているが、2010年には15,000人、そして2015年には60,000人の在籍生を目指している。さらに、情報技術分野に関して英語と日本語による教育が提供され、国際的な面でも大学と企業との協力で運営が行われている。

この開発は、総面積108haにわたるエリアで総面積の約6.9%を占めており、HHTP管理委員会傘下の会社であるHHTP開発会社によって運営・管理が行われている。

3.5 中央ゾーン

中央ゾーン (Central Zone) は、HHTP全体、あるいは集積した企業や大学、研究機関等における広告・宣伝活動や営業・マーケティング活動を行うエリアである。ホアラックサービスセンター、HHTP MB事務所等が立地する。

このゾーンでは、それぞれのエリアにおける日常業務や商業活動を円滑に行うためのサービスを提供することで、HHTP地域全体のダイナミックな活動を展開する機能を担っている。

この開発は、敷地面積は50haで総面積の約3.2%を占めている。現在、計画段階のみで、開発実施に伴う運営・管理は行われていない。

3.6 居住・オフィスゾーン

居住・オフィスゾーン (Residential Office Zone) は、HHTPでの就労や就学する人達のために、住宅と商業施設等の住環境サービスの提供を行うエリアである。

このゾーンでは、衣食住に関するすべてのサービスを提供することで、HHTP地域全体のダイナミックな活動を展開する機能を担っている。

この開発は、敷地面積は42haで総面積の約2.7%

を占めている。現在、計画段階のみで、開発実施に伴う運営・管理は行われていない。

3.7 サポート施設ゾーン

このゾーンは公園・スポーツ・アミューズメントゾーン (Park Sport Amusement Zone) として、ホアラック・ハイテクパークに居住している人達を対象とした、余暇に関する住環境サービスの提供を行うエリアである。

このゾーンでは、仕事や勉強以外のスポーツや娯楽に関するすべてのサービスを提供することで、HHTP地域全体のダイナミックな活動を展開する機能を担っている。なお、スポーツ施設については、18ホールのゴルフコース、レクリエーションパークが併設されている。

この開発は、敷地面積は110haで総面積の約7.0%を占めている。現在、計画段階のみで、開発実施に伴う運営・管理は行われていない。

3.8 その他のゾーン (施設支援ゾーン)

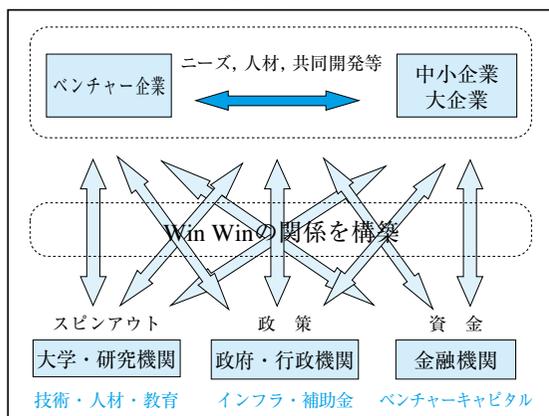
施設支援ゾーン (Others Zones (Supporting Facility Zone)) は、研究・開発やハイテク産業、ソフトウェアパーク、教育・トレーニング等の他機能のサポートを行うエリアである。

この開発は、敷地面積は333.8haで総面積の約21.3%を占めている。現在、計画段階のみで、開発実施に伴う運営・管理は行われていない。

4. HHTPの社会基盤戦略

HHTPにおける産業クラスター戦略の展開は、ハイテク分野領域の企業や大学、研究機関の単なる集積だけを目指したものでない。それは、この地域においてイノベーション創出のひとつとして、新しく事業を創出して創業(起業)するための最適な環境を提供しようとしているからである。

図2 HHTPが目指す組織間関係



(出所) 筆者作成

また、地域内にワンストップ・サービス (One Stop Service) を導入、複数の分野にまたがる買い物や金融サービスの利用、手続き等の全ての目的を、利用者がHHTP外に出ることなくエリア内で生活に必要な手続き済ませることが可能な、総合性を併せ持った多様な地域を推進している。

一方、この総合性においては、そのコミュニケーションの形態がFace to Faceにおいても、また電子的であっても、企業や関連機関の組織が集積した上で、図2に示す各組織においてWin-Winの関係を構築させた総合性を考慮しなければならないのである。

以下、HHTPが持続的な成長と発展を行っていくために推進している社会基盤戦略について、インフラ戦略、研究開発戦略、海外投資戦略の代表的な3つの戦略を考察する。

4.1 インフラ戦略

HHTPに企業や大学、研究機関等の組織が集積するために、利用者の要求に応じたインフラを提供することで、地域としての社会基盤環境を整備している。

インフラ戦略では、(1) 水の供給、(2) 電力の供

給、(3) 下水道処理の提供、(4) ごみ処理の提供、(5) ガスの供給、(6) 窒素の供給、(7) 通信設備の7つの社会基盤提供に焦点を当てる。

(1) 水の供給

水供給については、HHTP域内に4,500m³/日の地下水利用の供給プラントを完成済みである。また、HHTP域外に600,000m³/日の地上水利用の供給プラントをベトナム建設輸出入総公社 (VINACONEX) によって、HHTPから22km離れた場所において建設中である。

水供給は、このプラントから直径1.6mのパイプラインで供給される。なお、HHTPでは、ベトナム基準1329/2002/BYT/QDに適合の水を供給することが可能である。現在、水供給の使用料金は、0.3USドル/m³となっている。

(2) 電力の供給

電力供給については、HHTPの東北35kmにあるホアビン水力発電所 (National Power Grid 500kV) から供給される。また、電力は、既にHHTP内に設置済の110/35/22kV、25MVAのキャパシティを持つ変電所を経由して配電される。

現在、電力供給の使用料金は、朝4時から午後6時までは0.049USドル/Kwh、午後6時から午後10時までは0.83USドル/Kwh、午後10時から翌朝4時までは0.26USドル/Kwhの3段階の料金体系で徴収されることになっている。

(3) 下水道処理の提供

排水施設と下水道処理については、2008年末までに8,000m³/日の処理が可能な排水システムと汚水処理の2つの施設を建設中である。2施設合計での処理能力は26,000m³/日である。

現在、汚水処理の施設使用料金は、0.38USドル/m³となっている。

(4) ごみ処理の提供

ごみ処理については、HHTPから25km離れた埋立地にごみを運搬して、大量に出されるごみを

適正に処理できるようにしている。

現在、ごみ処理料金の設定は、未設定で後日決定されることになっている。

(5) ガスの供給

ガス供給については、テナントの要求(質・量)に応じて、その利用場所まで液化ガスコンテナによって供給される。また、ガスの供給能力については、16,000CF/時間となっている。

現在、ガス供給の使用料金は、50USドル/tとなっている。

(6) 窒素の供給

窒素供給については、Air Liquide(仏)、BOC(英)、住友(日本)の合弁会社であるNVICによって供給される。窒素工場は、HHTPから60kmのところにある。なお、HHTP内に多くの工場が稼働した段階で、NVICはHHTP内に窒素工場を建設する予定である。

現在、窒素供給の使用料金は、0.25USドル/m³(気体)となっている。

(7) 通信設備の提供

固定電話については、HHTP全体で1,500回線が使用できるようになっている。また、広範囲に対応可能な30,000回線のキャパシティを持つ電話交換台を建設する予定である。

携帯電話については、Vinaphne, Mobiphne, Viettel, S-phone, EVN Telecom, Hanoi Telecomの国内の各携帯電話会社が使用可能である。

インターネットについては、インターネット接続のためのマイクロウェブ局^(注13)の2.5Gbpsの光ケーブルがViettel社によって設置済みである。なお、90Mbpsの衛星通信ゲートウェイによるインターネットダイレクト接続は、2007年に使用可能となっている。

4.2 研究開発戦略

中小・ベンチャー育成特別区域 (VISH: Venture

Incubation Special zone in HHTP) というインキュベーション施設を設けて、新しく事業を創出する創業(起業)の促進とベンチャー企業の支援を目指すことで、研究開発(R&D: Research and Development)の環境を提供している。

VISHでは、入居企業に対して、ビジネスツールとコンサルティングの提供が行われる。

ビジネスツール提供では、機器・機材の提供と人材の確保といった側面から支援が行われる。また、コンサルティングの実施では、試作品の測定・試験・評価等の実施、産業技術の相談・指導、ビジネスマッチングの機会提供によるマーケティング活動、業務の代行等のバックオフィス業務といった側面から支援が行われる。

VISHへの入居は、ベトナム国籍、あるいは日本国籍の中小・ベンチャー企業であること、付加価値の高い製品を生産すること、情報通信技術(ICT: Information and Communication Technology)やバイオテクノロジー、宇宙工学、ナノテクノロジー、環境、エネルギー等のハイテク技術分野における領域において奨励投資分野に関する事業内容であることの3つの条件が求められている。

なお、奨励投資分野は、2006年7月1日に施行されたベトナム投資法に基づいて、表1に示す事業内容に規定されている。投資法では、外国投資資本を有する投資案件や国内資本を有する投資案件は施行日以降、従来は全ての外国投資家に対して付与されていた優遇税制の適用は撤廃されて、外国と内国投資に関わらずに、今後は奨励投資業種を展開している企業、および政府の定める社会経済状況が困窮している土地、あるいは社会経済状況が特に困窮している土地において投資事業を営むといった奨励投資地域に進出する企業に対してのみ優遇措置が付与される。

一方、ICTやバイオ、ナノテク等のハイテク分野における当該領域に関するR&Dでは、日本と

表1 ベトナムにおける奨励投資分野一覧

1	新素材, 新エネルギー, ハイテク製品, バイオテクノロジー, IT 技術, 製造機械に関連する事業
2	農林水産品の養殖, および加工, 食塩の生産, 培養, 植林に関連する事業
3	エコ技術の応用, 科学技術の開発研究事業
4	労働集約型事業
5	インフラ, および重要かつ大規模なプロジェクトの建設, および開発に関連する事業
6	教育, 訓練, 医療, スポーツ, および民族文化に関わる事業
7	伝統工芸の開発事業
8	その他奨励すべき生産, およびサービス分野の事業

(注) 奨励業種に関する詳細は、投資法の施行細則を定める2006年9月22日付 Decree No. 108/ND-CP の補足資料 Appendix A に記載されており、奨励投資分野と特別奨励投資分野に区別されている。

(出所) JETRO(2007b, 2008) より作成

ベトナムの両国において日越高等科学技術研究センターを新しく設立^(注14)して、科学技術分野における日本とベトナムの科学者が共に研究を行うことのできる場の提供とともに、日本で働くベトナム人科学者にベトナムでの受け入れ先を提供する場となる予定である。

4.3 海外投資戦略

ベトナムにおける主要な税金としては、法人税 (Corporate Income Tax), 付加価値税 (Value Added Tax), 特別消費税 (Special Consumption Tax), 契約税 (Tax Applicable to Contractors), 送金税 (Remittance Tax), 輸入・輸出関税 (Import and Export Tariffs), 天然資源税 (Natural Resource Tax), 土地税/土地使用料 (Land Taxes/Land Rent), 個人所得税 (Personal Income Tax) がある。

以下では、投資促進のための海外からの投資戦略について、(1) 上場企業, (2) 科学・技術企業, (3) 法人税, (4) 輸入関税, (5) 付加価値税, (6) 土地使用料の6つの優遇税制に焦点を当てる。

(1) 上場企業への投資促進

ベトナム財務省の2006年9月8日付公文書 Official Letter 10997/BTC-CST に基づいて、2004年10月20日付の Official Letter 11924 TC/CST, 2004年4月29日付の Official Letter 5248/TC-CST による上場企業税制優遇策が2007年1月1日より廃止された。これに伴って、2007年1月1日迄の上場企業は

それ以降も税制優遇が継続されるが、2007年1月1日以降の上場企業は税制優遇が適用されない。

また、ベトナム税務局の2006年9月8日付公文書 Official Letter 3328/TCT-PCCS に基づいて、2006年1月1日以降に設立、営業を開始したソフトウェア企業は財務省の2004年12月22日付の通達 Circular No 123/2004/TT-BTC に定める優遇税制を受けないことになっている。

(2) 科学・技術企業への投資促進

ベトナム政府は2007年5月19日付の法令 Decree 80/2007/ND-CP を発行、科学・技術企業に関する規則を制定している。この規則により、統一企業法と科学・技術法に基づいて、税制優遇を受けた法人の設立ができる。

科学・技術企業の証明書を有する企業において、科学・技術製品の生産と売買による収益が初年度の総収益の30%、次年度の総収益の50%、および3年度目以降の総収益の70%を占める場合、ハイテクパークや工業団地に適用の法人所得税上の優遇を受けることができる。

また、当該企業は、法人所得税上の優遇に加えて、土地使用権や住宅所有権の登録にかかる印税も免除^(注15)されることになっている。

(3) 法人税による投資促進

2007年2月14日施行の法人税である法令 Decree 24/2007/ND-CP に基づいて、投資法および同法細則に定める表1に示す奨励投資分野や特別奨励投

表2 ベトナム投資法導入後の法人税の優遇措置

対象	優遇税率	免税期間	50%減税期間
奨励投資業種 ^(注 a)	20%	2年	3年
奨励投資地域 ^(注 b)	(10年間)	2年	6年
奨励投資業種・奨励投資地域 ^(注 c)	15% (12年間)	3年	7年
特別奨励投資業種 ^(注 d)	10%	4年	7年
特別奨励投資地域 ^(注 e)	(15年間)	4年	9年

(注 a) 奨励投資業種は、投資法施行令 Decree108号の付録Aに定める「B：投資が奨励されている分野」に該当する業種である。この業種に該当する投資案件には、優遇措置が適用される。

(注 b) 奨励投資地域は、投資法施行令 Decree108号の付録Bに定める「社会経済情勢が困難な地域」である。この地域に進出する投資案件には、優遇措置が適用される。

(注 c) 奨励投資業種・奨励投資地域は、奨励投資業種に該当する投資案件が、奨励投資地域に進出する場合に優遇措置が適用される。

(注 d) 特別奨励投資業種は、投資法施行令 Decree108号の付録Aに定める「A：投資が特に奨励されている分野」に該当する業種である。この業種に該当する投資案件は、優遇措置が適用される。

(注 e) 特別奨励投資地域は、投資法施行令 Decree108号の付録Bに定める「社会経済情勢が特に困難な地域」である。この地域に進出する投資案件には、優遇措置が適用される。

(出所)JETRO(2007a, 2008)より作成

資分野、あるいは奨励投資地域や特別奨励投資地域に投資する投資家は、表2に示す法人税の優遇措置が適用される。

投資法では、法人税の優遇の他にも奨励投資業種および効果的な投資プロジェクトに対して、固定資産の償却を規定の償却率の2倍を超えない範囲で短縮することが認められている。

また、奨励投資業種の事業を展開している企業だけでなく、全ての投資家に対しての赤字繰越が最高5年間認められている。

(4) 輸入関税による投資促進

2006年7月1日まで施行されていた外国投資法においては、外資系企業の固定資産および国内で製造されていない物品の輸入については、輸入関税が免除となっていた。しかし、2005年12月31日付の輸出入関税法、および2006年7月1日施行の投資法では、これらの固定資産や物品の輸入においては全て課税されるようになった。

また、固定資産および国内で製造されていない特定の物品に対する輸入関税は、外国投資企業に基づいて制限するのはなく、国内外の投資に係わらず輸出入関税法、および投資法に基づいて制限されることになっている。従って、奨励投資業種

の事業を展開している全ての企業に対して適用されることになる。

(5) 付加価値税

2003年12月12日付の通達である付加価値税法のガイドラインによると、Circular120-2003-TT-BTCに基づいて定められる技術ラインの一部となる機材や設備、あるいは特殊搬送手段、もしくは国内において生産されていない建設資材で、かつ企業の固定資産を形成する物品を輸入する場合は、付加価値税が免税となっている。

また、上記のような物品の輸入において、研究開発を行う場合には、直接、使われる物品についても付加価値税が免税となっている。

(6) 土地使用

ベトナムでは、中国等の他の社会主義国と同様に全ての土地は国家に所属しており、土地の利用は使用権を取得して行われることになる。土地の使用権の取得ができるのは、ベトナム人とベトナム国内企業のみで、外国人および外資系企業（含む合弁企業）の場合には国家所属の土地の使用権を賃借のうえ事業を行うことになる。

加えて、2006年7月1日施行の投資法では、表1に示す奨励投資分野や特別奨励投資分野、あるい

は奨励投資地域や特別奨励投資地域の企業は、土地使用料（使用権賃借料、借地料）の優遇措置が付与されるのである。

なお、土地使用料の優遇措置は、投資法の施行細則を定める法令 Decree で定められている。

5. HHTPのイノベーションと課題

ベトナムでは、2010年までに自国の工業立国を目指して、ハイテクパークや工業団地等の産業集積地を設立し、産業開発を推進している。

このような状況で、最優先にプロジェクトを推進しているのがHHTPにおける産業クラスター戦略である。これまで考察してきたように、HHTPは様々な施策を実施してきており、企業の集積とともに、大学や研究機関、業界団体、科学学術団体、行政機関、金融機関等の各種機関の集積を推進させたイノベーションの創出を目指している。

イノベーションの創出では、単なる企業集積あるいは新技術や新商品・新サービスを生み出すだけではなく、そこから社会的意義のある価値を創造し、社会的に大きな変化を引き起こすことを最終的な目標としている。

しかし、これまで国家プロジェクトとして、最優先で推進してきたHHTPの産業クラスター戦略であるが、今後、この地域を成長・発展させていくためには、いくつかの課題が存在する。

第1に、集積する組織に関する課題である。企業や大学等の各種関連する組織が地理的に集中し、競争しつつ、同時に協調しているのが産業クラスターであるが進出の企業が少ないことである。2008年10月31日現在、HHTP-MBが投資認可をした企業は僅か15社のみである。

その内訳は、①既に稼働を開始したのが3社（Noble Electronics, OE TEK Incorporated, Kim Cuong Communication）、②建屋建設中が4社

（HPT, Viettel Hi-Tech Central, Thuan Phat IMOSO JSC, VIETINBANK）、③ライセンス取得が8社（VIKOMED Vietnam Korean Medical Joint Venture, Always Positive Solar Silicon, Vietnam Limited (APSS), Vinagame, Vietttel-CHT, V CAPS Holdings (Hong Kong), FC Hoa Lac, Misa, Medlac Pharma Italy）である。既に稼働済の3つの企業の業種は、電子・通信関連部品の製造企業が2社、ソフトウェア開発・サービス提供の企業が1社である。

これらの進出企業を中国企業と比較すると、表3に示すように、互いの連携や相互補完性がなく組織間関係を構築した相乗効果が得られない状況である。今後は、地域内に企業や大学、関連機関等を積極的に招致する必要がある。

第2に、都市インフラに関する課題である。近年のベトナム投資ブームによって、コストが上昇している。これは、数多くの外資系企業がベトナムに進出した結果、特に中心部（ハノイやホーチミン等）の物件費や不動産費が高騰していることである。加えて、外資にあまり開放されていない国内物流網の構築等とともに、物理的な制約の解消が必要である。

第3に、資金循環に関する課題である。政府等の国内資金による企業への投資も見られるが、基本的政策は外国資本の投資による開発推進が中心である。金融システムが確立されていない段階で、投資額および融資の質、資金循環等の投資効率の低下が懸念されている。また、今後、この地域においては資金需要もますます高まってくるので、企業の実態を正確に捉えた融資やIPO (Initial Public Offering) 等の適正な金融システムを確立させていく必要がある。

第4に、ビジネス・インフラに関する課題もある。ベンチャー・キャピタリスト、インキュベーション・マネージャー、産官学連携の担当者等の創業（起業）に携わる人材が乏しいことである。

表3 中越産業クラスターにおける相互補完性の状況 (2008年10月31日現在)

項目	ハノイ・ホアラック・ハイテクパーク (ベトナム社会主義共和国)	北京・中関村科技園区 (中華人民共和国)
位置	ハノイ市近郊約 30km	北京市内
企業数	3社 (認可済は 15社)	約 17,000社
創業数 (起業数)	0社	約 3,200社
イノベーション推進	イノベーションの促進と特許取得を支援する制度はある。民間の FPT 大学が設立済、ハノイ国立大学が隣接して開設予定 (HHTP と別計画) である。	技術移転と特許取得を支援する公的機関 (大学や研究機関など) がある。
技術的な特徴	公的機関および私的企業とも研究開発活動はない。まだ、イノベーションの創出は見られない。	公的機関による活発な応用研究でイノベーションの創出を引き起こしている。また、外資系企業の研究開発活動も見られる。
企業立地の特徴	電子部品の製造とサービスの会社が 2社、ソフトウェア開発とサービスの会社が 1社のみである。	中国を代表する IT 企業や外資系企業、中小企業、および大学、研究機関が多数存在している。また、大学発ベンチャー企業も多数存在している。

(出所) 筆者作成

起業とベンチャー企業の育成と発展のためには、技術移転や特許戦略はもちろんのこと、資本政策や資金調達、IPO企業のセカンダリーファイナンス、大株主の株式売却等のサポートを通じて、ベンチャー企業の財務基盤を強固にする財務サポートといった経営支援面でのビジネス・インフラも必要である。

6. おわりに

HHTPは、ベトナムにおける産業クラスター戦略として始動したばかりで、イノベーションの創出を目指した発展過程の途中である。

そのような意味からは、ポーター教授が提示した産業クラスター概念である“ある特定の分野に属し、相互に関連した企業と各種機関が、地理的に集中し、競争しつつ同時に協調している状態”であるとは言いがたい状況である。

しかし、近い将来、いくつかの課題を克服した産業クラスター戦略が成功して、様々な関連する組織の集積が行われるとともに、各組織のWin-Winの関係を構築した相乗効果が得られることで、地域の生産性が向上するといったイノベーションの創出が可能となるであろう。

注

(注1) ドイモイ (doi moi) は、在ベトナム日本国大使館『内政概観』(http://www.vn.emb-japan.go.jp/html/jvn_infonew2.pdf) 等によると、1986年のベトナム共産党・第6回大会で提起、市場経済導入や対外開放政策等を推進するためのスローガンであると紹介されている。

(注2) 産業クラスター (Industrial Cluster) とは、マイケル・E・ポーターが『国の競争優位』の中で提唱した概念で (Porter, 1990)、ある特定の分野に属し、相互に関連した企業と各種機関が地理的に集中、競争しつつ、同時に協調している状態である。産業クラスターの形成により、地域の生産性が向上し、イノベーションの創出が促進されると示している。

(注3) 拙稿 (税所, 2008) に対して、大幅な加筆・訂正を行ったものである。

(注4) 筆者は、2007年11月11日 (日) ~16日 (土) のJETROベトナム投資ビジネスミッション、および2008年10月12日 (日) ~10月18日 (土) の川崎商工会議所ベトナム経済ミッションなどに参加して、ハノイ・ダナン・ホーチミンにおけるハイテクパーク・企業等の現地調査を行った。

(注5) HOALAC HI-TECH PARK MANAGEMENT BOARD

の NGUYEN VAN LANG Charman (Mr.), KEIJI TANAKA Expert (Mr.), FPT HTTP Development Company の PHAN NGO TONG HUNG Vice Chairman, FPT Software Company の LUONG THANH BINH (Ms.) へのヒアリングおよび問い合わせに基づくものである。なお、各氏の所属と肩書は2008年10月31日現在のものである。

- (注6) 2008年8月1日、ハノイ市は近隣のハタイ省などを併合して、新しい大きなハノイ市となった。ASEAN-Japan Centre (2007) 等で位置を確認することができる。
- (注7) フィージビリティ・スタディ (Feasibility Study) とは、事業展開時のプロジェクトで、外国投資を行うか、また既存の投資を増設するかどうかの場合、その実現可能性、採算性等の総合的な事前審査を実施することである。
- (注8) 2006年10月、日越首脳会談において、ズン首相より南北高速道路、南北高速鉄道、およびHHTTPの3案件の日本の協力を求めた。当時の安倍首相は、3案件に関してベトナムへ調査団を派遣し、HHTTPに対しては視察ミッションを派遣することを表明した。
- (注9) HHTTP 開発会社は、VINACONEX と FPT HHTTP によって構成される。詳細はVINACONEXのHP (<http://www.vinaconex.com.vn/>), FPT HHTTPのHP (http://www.hhttp.gov.vn/f2d87c6b_eb2e_4c02_b1b1_73374f02cfefb.hhttp) を参照されたい。
- (注10) FPT Corporation は、わが国のNTT (日本電信電話) に相当する企業グループで、様々な事業を展開している。2006年3月に、ベトナム政府からHHTTPの開発企業に指定されている。詳細は、同社HP (<http://www.fpt.com.vn/en/>) を参照されたい。
- (注11) オフショア開発 (Offshore Development) とは、インドや中国、ベトナム等の海外企業に対して、ソフトウェア開発を委託する業務形態である。
- (注12) FPT 大学の学費は、4年間で11,200USドル必要であ

る。これはベトナム国内の大学としては一桁多い、つまり高い金額である。1人当たりGDP(818USドル/2007年) を考えると、この金額は約14年分に相当する。詳細は、同大学HP (<http://www.fpt.edu.vn/>) を参照されたい。

- (注13) 通信は特定相手との間で情報のやり取りをする双方向伝送が基本で、音声や画像、データ、コントロール信号等が含まれる。インターネットも同様で、3~30GHzまでのマイクロ波を用いることで、大容量かつ多種類の情報を高品質で伝送できる。
- (注14) 2007年10月12日付報道で、ベトナムのホアン・バン・フォン科学技術相と服部則夫駐越日本国大使が「日本・ベトナム高等科学技術研究センター」設立で合意したと発表した。
- (注15) ベトナムの税金減額は、何%免除という表現ではなく、何%減税 (Giam Thue) という表現となる。

参考文献

- ASEAN-Japan Centre (2007) 『ベトナム工業団地リスト』 (<http://www.asean.or.jp/invest/list/vietnam/index.html>)
- JETRO (2007a) 『ベトナム 奨励投資一覧』 (http://www3.jetro.go.jp/jetro-file/BodyUrlPdfDownload.do?bodyurlpdf=010012100303_020_BUP_1.pdf)
- JETRO (2007b) 『ベトナム 法人税の優遇措置』 (http://www3.jetro.go.jp/jetro-file/BodyUrlPdfDownload.do?bodyurlpdf=010012100303_020_BUP_0.pdf)
- JETRO (2008) 『ベトナム 外資に関する奨励』 (http://www.jetro.go.jp/world/asia/vn/invest_03/)
- Michael E. Porter (1990), *The Competitive Advantage of Nations*, Free Press, New York.
- 税所哲郎 (2008) 「ベトナムの産業クラスター戦略に関する一考察 - ハノイ・ホアラック・ハイテクパークにおける事例 -」『関東学院大学経済経営研究所年報』 30, pp. 133~152